

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

(含介護予防ケアマネジメント・介護予防サービス計画)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(米沢市第0670400043)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 米沢栄光の里 |
| (2) 法人所在地 | 米沢市万世町梓山5494-1 |
| (3) 電話番号 | 0238-29-0310 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 菅野 智幸 |
| (5) 設立年月日 | 昭和44年 9月20日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所
平成11年10月1日指定 米沢市0670400043号 |
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法令に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援する。 |
| (3) 事業所の名称 | 万世園居宅介護支援事業所 |
| (4) 事業所の所在地 | 山形県米沢市万世町牛森4172番5 |
| (5) 電話番号 | 0238-28-1456 |
| (6) 事業所長氏名 | 所長 高橋 真由美 |
| (7) 当事業所の運営方針 | (ア) 事業所は、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要な居宅介護サービス計画を提供することにより、利用者の心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
(イ) 事業所の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
(ウ) 事業所の介護支援専門員は、地域包括支援センターからの困難ケースを含め、全てのご利用者に対し、公平、中立の立場で支援するものとする。 |
| (8) 開設年月日 | 平成12年4月1日 |

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業実施地域 米沢市、高島町、南陽市、川西町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 土・日・祝日及び12/29～1/3は休み
営業時間	8時45分～17時45分

○電話等により常時連絡可能です。

4. 職員の配置状況

事業所では指定居宅介護支援サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

職種	人数	職務の内容
所長	1名(常勤兼務)	従業者の管理及び業務の一元的管理
管理者	1名(常勤兼務)	サービス利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握
介護支援専門員	2名(1名兼務)	事業の提供にあたる
事務員	1名(常勤兼務)	会計庶務に関する事

5. 当該事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの内容

①居宅介護支援業務の実施

ア) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。

イ) 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められます。

ウ) 前6か月間に作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅介護サービス計画の数が占める割合、前6か月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行います。

(別紙)

② 居宅サービス計画の作成

利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、利用者及び家族の希望を考慮し居宅介護サービス、保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス」という。)が総合的、効率的に提供されるよう配慮して居宅サービス計画を作成します。

ア) 利用者が医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等や入院中の医療機関の医師等の意見を求めるとともに、より円滑に連携を図れるよう、意見を求めた主治の医師等に、作成した居宅サービス計画書を交付します。

イ) 居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置づける場合は、居宅サービス計画に必要な理由を記載するとともに、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける場合は必要性について専門職等からの意見を聴取し検証します。

その他、一部の福祉用具について貸与と販売が選択できる場合があります。その際は利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職等の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案します。

- ③ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ④ サービス提供に係るサービス担当者会議はテレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器）を活用して行う場合もあります。その場合は、ご利用者、又はご家族に同意を頂きます。※
- ⑤ 利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。またこれに基づく給付管理表の提出を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更、その他の便宜を提供します。

また状況把握と評価（モニタリング）においてテレビ電話、その他の情報通信機器を活用して行う場合があります。その場合は下記の要件を満たしていることを確認したうえで実施させていただきます。※

ア) 利用者に対しテレビ電話装置等による面接の具体的な実施方法を説明し、同意を頂きます。

イ) 主治の医師等による医学的観点からの意見を踏まえ、サービス担当者会議等において利用者の心身の状況が安定していること、利用者がテレビ電話装置等を介しても利用者の居宅で面接を行う場合と同程度の対応ができること（家族等の操作を含む）を確認したうえで総合的に判断します。

ウ) 画面越しでは確認できない健康状態や住環境等の情報についてはサービス事業所の担当者の同意を得たうえで、連携により情報収集させていただきます。

※テレビ電話装置等活用にあたっては個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

- ⑥ 利用者の意志を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ⑦ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、事業所が変更を必要と判断した場合は、利用者と事業所双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。
- ⑧ 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合は、利用者の意志を確認の上、介護保険施設の紹介その他の便宜を提供します。

6. 虐待防止の推進について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

ア) 虐待防止のための指針を整備しています。

イ) 従業者に対し虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

ウ) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

7. 身体拘束について

身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- ア) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- イ) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

8. 衛生管理等

事業所において感染症の発生、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。

- ア) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- イ) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ウ) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9. 業務継続計画について

- ア) 感染症や非常災害の発生した場合でも、利用者に対する介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続に向けた計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- イ) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ウ) 業務継続計画の見直しを定期的に行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(2) サービス利用料金

事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により法定代理受領が出来ないときは下記の料金を一旦お支払い下さい。

名 称		基 本 金 額
居宅介護支援費（Ⅱ）	要介護1・要介護2	10,860円
	要介護3・要介護4・要介護5	14,110円
特別地域加算	所定の単位数の15/100	
介護職員等処遇改善加算	所定の単位数×21/1000	

加算

初期加算	3,000円
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円
通院時情報連携加算	500円
退院退所加算	4,500円～9,000円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月

(介護予防支援・介護予防ケアマネジメント)

各地域包括支援センターより委託 要支援1・2及び事業対象者 4,020円

※上記金額に加え、厚生労働省告示に基づき、介護職員等処遇改善加算として所定単位数の21/1000を加算します。なお、介護報酬改定等により金額が変更となる場合があります。

(3) サービスの終了

契約期間は契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間までですが、その2日前まで利用者から契約終了の申し出がない場合、同じ条件で更新され以降も同様となりますが、以下の事項に該当するに至った場合には契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者が自立と認定された場合
- ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業所がやむを得ない事情により閉鎖した場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 契約書第14条から第16条に基づき契約が解約又は解除された場合

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、利用者にサービス利用上の不利益が生じないよう配慮した上で介護支援専門員を交替させることがあります

② 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合は、その事由を明らかにして申し出ることが出来ます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指定は出来ません

(3) 医療との連携について

ア) 医療機関との連携促進のため、入院時には担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関へ必ずお伝えください。

イ) 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、介護支援専

門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の意思や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

7. 苦情の受付について

当事業所における苦情の受付

苦情受付窓口 居宅介護課長 松村 勇
受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:45～17:30
苦情受付箱 事業所入り口にボックスを設置しております。
電話番号 0238-28-1456 ファックス 0238-28-1458

苦情解決のための第三者委員

氏名	堤 全 隆	0238-28-4052
	今 成 幸 裕	0238-23-0390
	清 野 利 洋	090-9632-6938

その他の受付

米沢市等の行政機関の他、山形県福祉サービス運営適正化委員会が受け付けます。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

万世園居宅介護支援事業所

介護支援専門員 _____

私は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者住所 _____

氏名 _____

代理人住所 _____

(代筆者)

氏名 _____ (続柄 _____)

テレビ電話、その他情報通信機器等を活用したモニタングに同意します。

なお、利用者が、心身の状況により署名できない場合は、代筆者が記名し代筆者名を署名する。